

福井県報

号外第16号

令和7年
2月14日(金)

火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 公共土木施設維持管理業務7-1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(64・土木管理課)……………1
- 公共土木施設維持管理業務7-2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(65・同)……………3

告 示

福井県告示第64号

公共土木施設維持管理業務 7-1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和7年2月14日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務 7-1

(2) 履行場所

一般国道365号 他

越前市 上太田町 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うパトロール業務、維持修繕業務

道路施設 23路線 L=116.0km、河川施設 8河川 L=47.0km

パトロール業務 1式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「地域維持事業入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者地域維持事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この業務を共同して請け負うことを目的として、2から10の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者は、丹南土木事務所管内のうち旧武生市内に、入札書を提出する日の前日から起算して6か月以上前から引き続き主たる営業所(法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有すること。共同企業体の構成員は、丹南土木事務所管内(越前市、南越前町、池田町)に主たる営業所を有すること。※旧武生市の範囲は、武生東、武生西、武生南、神山、吉野、国高、大虫、坂口、王子保、北新庄、北日野、味真野、白山の各小学校区とする。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式工事A等級の資格、代表者を含む構成員のうち、少なくとも1者は舗装工事の資格、その他構成員は土木一式工事A等級または舗装工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。

(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

3 地域維持事業入札参加資格の審査の申請手続

地域維持事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 地域維持型建設共同企業体協定書の写し

ウ 委任状

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和7年2月14日（金）から同年2月25日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市上太田町42-1-1

福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定

地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。

なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 地域維持事業入札参加資格の有効期間

地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあつてはこの業務が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの業務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第65号

公共土木施設維持管理業務 7-2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和7年2月14日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務 7-2

(2) 履行場所

一般国道417号 他
越前市 定友町 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うパトロール業務、維持修繕業務
道路施設 15路線 L=125.4km、河川施設 9河川 L=58.5km
パトロール業務 1式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「地域維持事業入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

地域維持事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この業務を共同して請け負うことを目的として、2から10の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者は、丹南土木事務所管内のうち旧今立町内または池田町内に、入札書を提出する日の前日から起算して6か月以上前から引き続き主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有すること。共同企業体の構成員は、丹南土木事務所管内（越前市、南越前町、池田町）に主たる営業所を有すること。※旧今立町の範囲は、南中山、花筐、服間、岡本の各小学校区と

する。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式工事A等級の資格、代表者を含む構成員のうち、少なくとも1者は舗装工事の資格、その他構成員は土木一式工事A等級または舗装工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。

- (3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

3 地域維持事業入札参加資格の審査の申請手続

地域維持事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- ウ 委任状

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

- ア 交付期間
令和7年2月14日（金）から同年2月25日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
福井県越前市上太田町42-1-1
福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
- エ 提出部数
正本1部および副本1部

4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定

地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。

なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 地域維持事業入札参加資格の有効期間

地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあつてはこの業務が

完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの業務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470